

(2) 木津川流域下水道

木津川流域下水道は、近年人口が急増し、都市化の著しい木津川流域の6市2町の区域を対象とした京都府第2番目の流域下水道である。

この流域下水道計画は、当初、木津川左岸地域の八幡市及び京田辺市の区域を対象として、昭和50年度に都市計画決定して事業に着手し、その後、昭和57年度に木津川右岸地域の京都市、宇治市の各一部、城陽市、久御山町及び井手町の区域を合併する計画変更を行い、昭和61年3月から供用開始し、平成2年度には山城町（現 木津川市）の区域を加える計画変更を行った。

洛南浄化センター（終末処理場）は昭和50年度から用地取得に入り、昭和57年度に建設工事に着手した。

昭和61年3月に左岸側（八幡市、京田辺市）の一部地区を対象に供用開始し、更に、平成元年11月から右岸側の一部地区（京都市、宇治市及び久御山町）、平成2年4月から城陽市の一部地区、平成4年3月から井手町の一部地区、そして平成8年9月から山城町の一部地区の供用開始を行い、全市町供用開始された。

管渠については、昭和54年度に綴喜幹線の工事に着手したのを始め、昭和60年からは宇治幹線、向島幹線の工事に着手し、平成13年10月に完成した。

また、汚泥処理の過程で発生する消化ガスを発電燃料として有効活用する消化ガス発電施設が平成17年3月に完成した。

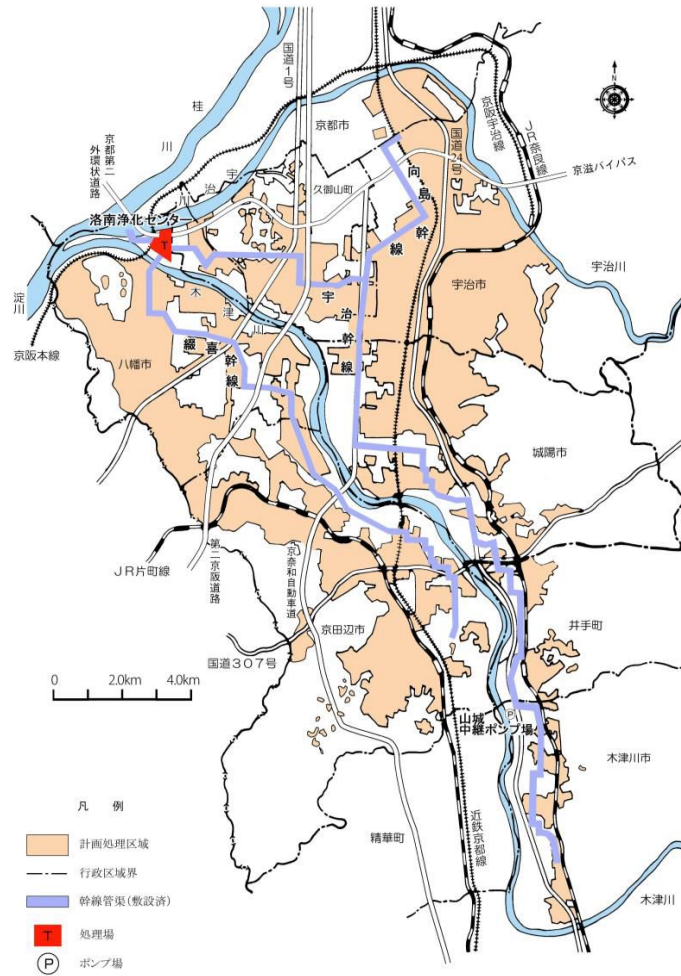
区 分	全 体 計 画	令 和 3 年 度 末 現 状
関 係 市 町	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町
処 理 面 積	6,923.9ha 京都市 309ha 宇治市 1,578ha 城陽市 1,150ha 八幡市 1,386ha	5,566ha 京都市 234ha 宇治市 1,254ha 城陽市 937ha 八幡市 1,026ha
処 理 人 口	382,067 人 京都市 30,282 人 宇治市 112,542 人 城陽市 73,918 人 八幡市 58,875 人 京田辺市 75,357 人 木津川市 8,211 人 久御山町 15,344 人 井手町 7,538 人	372,331 人 (98.5%) (377,984) 京都市 27,900 人 (100.0%) (27,900) 宇治市 112,975 人 (96.3%) (117,257) 城陽市 74,664 人 (99.7%) (74,916) 八幡市 57,848 人 (99.9%) (57,888) 京田辺市 69,801 人 (99.5%) (70,128) 木津川市 7,134 人 (90.8%) (7,859) 久御山町 14,925 人 (99.9%) (14,944) 井手町 7,084 人 (99.9%) (7,092) ( )行政人口及び普及率
排 除 方 法	分 流 式	
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段階硝化脱窒法+急速ろ過	標準活性汚泥法 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段階硝化脱窒法+急速ろ過 嫌気・硝化内生脱窒法+急速ろ過
処 理 能 力 水 量	210,300m <sup>3</sup> /日	152,700m <sup>3</sup> /日
管 路 施 設	綴喜幹線 14.5km 宇治幹線 24.5km 向島幹線 4.8km 計 43.8km ポンプ場 1箇所	綴喜幹線 14.5km 宇治幹線 24.5km 向島幹線 4.8km 計 43.8km ポンプ場 1箇所
都 市 計 画 決 定	当初 昭和50年10月28日	最終変更 平成12年2月18日
都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 昭和50年12月9日	最終変更 令和2年2月6日
下 水 道 法 事 業 認 可	当初 昭和51年2月26日	最終変更 令和2年1月22日

経 過

年 月 日	事 項	項
昭和 50 年 10 月 28 日 昭和 50 年 12 月 9 日 昭和 51 年 2 月 26 日	当 初 都 市 計 画 決 定 都 市 計 画 法 事 業 認 可 下 水 道 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 2,118ha</li> <li>— 計画処理水量 130,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 144,000 人</li> <li>— 幹線管渠延長 15,130m</li> </ul>
昭和 54 年 2 月 昭和 55 年 8 月 5 日 昭和 55 年 9 月 1 日 昭和 55 年 10 月 7 日	綴喜幹線工事着手 第 1 回変更 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 2,118ha</li> <li>— 計画処理水量 130,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 144,000 人</li> <li>— 幹線管渠延長 14,290m</li> </ul>
昭和 57 年 9 月 昭和 57 年 9 月 10 日 昭和 57 年 11 月 29 日 昭和 58 年 3 月 7 日	終末処理場工事着手 第 2 回変更 都 市 計 画 決 定 都 市 計 画 法 事 業 認 可 下 水 道 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 5,419ha</li> <li>— 計画処理水量 384,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 448,100 人</li> <li>— 幹線管渠延長 35,710m</li> </ul>
昭和 59 年 10 月 26 日 昭和 60 年 1 月 5 日 昭和 60 年 1 月 18 日	第 3 回変更 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 5,419ha</li> <li>— 計画処理水量 384,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 448,100 人</li> <li>— 幹線管渠延長 35,970m</li> </ul>
昭和 60 年 10 月 昭和 60 年 11 月 昭和 60 年 12 月 20 日 昭和 61 年 2 月 14 日 昭和 61 年 2 月 26 日	宇治幹線工事着手 向島幹線工事着手 第 4 回変更 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 5,419ha</li> <li>— 計画処理水量 384,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 448,100 人</li> <li>— 幹線管渠延長 36,200m</li> </ul>
昭和 61 年 3 月 31 日 平成 元年 2 月 10 日 平成 元年 4 月 6 日 平成 元年 4 月 19 日	木津川流域下水道供用開始 第 5 回変更 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 5,419ha</li> <li>— 計画処理水量 384,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 448,100 人</li> <li>— 幹線管渠延長 36,296m</li> </ul>
平成 3 年 2 月 5 日 平成 3 年 12 月 24 日 平成 3 年 12 月 24 日	第 6 回変更 都 市 計 画 決 定 都 市 計 画 法 事 業 認 可 下 水 道 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,507ha</li> <li>— 計画処理水量 384,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 493,500 人</li> <li>— 幹線管渠延長 41,200m</li> </ul>
平成 6 年 11 月 15 日	第 7 回変更 下 水 道 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,507ha</li> <li>— 計画処理水量 384,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 493,500 人</li> <li>— 幹線管渠延長 41,200m</li> </ul>
平成 8 年 12 月 13 日 平成 9 年 3 月 24 日 平成 9 年 5 月 2 日	第 7 回変更 都 市 計 画 決 定 第 8 回変更 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,642ha</li> <li>— 計画処理水量 384,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 493,500 人</li> <li>— 幹線管渠延長 43,800m</li> </ul>
平成 12 年 1 月 11 日 平成 12 年 2 月 18 日	第 9 回変更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 8 回変更 都 市 計 画 決 定	

年 月 日	事 項	項	
平成 14 年 12 月 11 日 平成 15 年 3 月 31 日	第 10 回変更 第 9 回変更	下水道法事業認可 都市計画法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,568ha</li> <li>— 計画処理水量 282,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 419,300 人</li> <li>— 幹線管渠延長 43,840m</li> </ul>
平成 20 年 6 月 12 日 平成 20 年 6 月 12 日	第 11 回変更 第 10 回変更	下水道法事業認可 都市計画法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,599ha</li> <li>— 計画処理水量 282,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 419,300 人</li> <li>— 幹線管渠延長 43,840m</li> </ul>
平成 25 年 8 月 26 日 平成 26 年 2 月 24 日	第 12 回変更 第 11 回変更	下水道法事業計画策定 都市計画法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,669ha</li> <li>— 計画処理水量 218,200m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 389,600 人</li> <li>— 幹線管渠延長 43,840m</li> </ul>
平成 27 年 11 月 16 日	第 13 回変更	下水道法事業計画策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,740ha</li> <li>— 計画処理水量 222,300m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 391,400 人</li> <li>— 幹線管渠延長 43,800m</li> </ul>
令和 2 年 1 月 22 日 令和 2 年 2 月 6 日	第 14 回変更 第 12 回変更	下水道法事業計画策定 都市計画法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 6,923.9ha</li> <li>— 計画処理水量 210,300m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 382,067 人</li> <li>— 幹線管渠延長 43,800m</li> </ul>

# 木津川流域下水道計画概要図



# 洛南浄化センター平面図

